


東京電力からの
損害賠償請求書類について、
私たち弁護士が
無料で^{*}相談を受けています。

福島県弁護士会 震災・原発無料面談相談予約受付 (平日10:00~16:00)
福島、二本松、郡山、白河、会津若松、いわき、相馬の各会場でを行っています

 0120-700-791

福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター (平日10:00~15:00)
ご相談やご依頼に応じる弁護士をご紹介します

024-533-7770

※説明会・相談会は無料ですが、具体的な事件を依頼する場合は有料です。事前にご確認ください。

後から請求ができなくなるおそれがあります。

東京電力株式会社から原発事故被害者に送られた原子力損害賠償の請求書類は、請求の御案内のみでも150ページ以上と膨大なものであり、記入方法に迷う項目も多く、複雑で煩雑なものとなっています。

同請求書類は、東京電力の損害賠償基準に則ったものですが、住めなくなった土地・住宅等の「財産価値の減少分の補償」という重要な部分については、この書式で請求できないことになっています。また同封された「合意書」には、「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」と記載され、一度合意をしてしまうと、それ以上の請求ができなくなります(その期間のその項目の損害について)。今後この書式が見直される可能性もありますが、正確な申立てを行うため、少しでも疑問・不安があれば、必ず弁護士等専門家に相談してください。

お電話でのご相談は 福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談(平日14:00~16:00)

福島 024-534-1211 郡山 024-925-6511
会津若松 0242-27-2522 いわき 0246-25-0455

各地の弁護士 東京 0120-730-750 埼玉 048-642-3883
群馬 027-251-7871 札幌 011-251-1771
新潟 025-222-5533

インターネット

日本弁護士連合会